

川崎市自転車等駐車対策協議会部会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市自転車等駐車対策協議会条例第 7 条の規定に基づき設置される部会の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 各区に部会を設置し、各区長をそれぞれの区の部会長とする。

(名称)

第 3 条 部会の名称は、各区の名称を付け、区自転車等駐車対策推進協議会（以下「区推進協議会」という。）と称する。

(組織)

第 4 条 区推進協議会は、自転車等の駐車対策に関係する者の内から原則として、部会長が指名する委員 30 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 区推進協議会に会長及び副会長を置き、各区の部会長が会長となる。

2 会長は、区推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長が指名し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 区推進協議会は、会長が召集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所掌事務)

第 8 条 区推進協議会は、区内における次の事項について調査審議する。

(1) 放置禁止区域に関する事項

(2) 放置自転車等の撤去計画に関する事項

(3) 放置自転車等の防止に関する広報・啓発に関する事項

(4) その他自転車等の放置防止に関する事項

(関係者の出席)

第 9 条 区推進協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 区推進協議会の庶務は各区役所において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、区推進協議会の運営について必要な事項は部会長が区推進協議会に諮って定める。

附 則(平成 8 年 2 月 6 日川崎市自転車等駐車対策協議会会長
決裁)

この要綱は、平成 8 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。